資料２





令和８年度版

札幌市環境白書

Annual Report on the Environment in Sapporo







札幌市



札幌市環境白書の発行にあたって

近年、環境問題は、地球温暖化による気候変動をはじめ、生物多様性の喪失や急激な人口増加に伴う資源消費といった地球規模での問題や、国外からの越境大気汚染、化学物質による環境汚染、騒音、アスベスト問題、プラスチックや食品ロス等のごみ問題、みどりの減少や水辺の喪失など、複雑・多様化し、人間の活動に伴う環境への負荷は年々増大しています。

札幌市では、複雑・多様化する環境問題への対応や、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択及び「パリ協定」の発効といった、国際的な潮流などを踏まえて、環境対策をさらに進めていくため、平成30年３月に「第２次札幌市環境基本計画」を策定しました。

この第２次計画では、「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPP_RO』」を札幌の将来像として掲げ、市民、企業、行政など様々な主体が一体となって分野横断的に環境保全に関する取組を推進することとしています。

特に気候変動対策については、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、令和３年３月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」において、2030年に温室効果ガス排出量を半減（2016年比で55％削減）するという、極めて高い目標を掲げるとともに、市民一人一人が気候変動問題への危機感や対策・取組の必要性を共有し、気候危機に立ち向かって行動することを呼びかける「札幌市気候非常事態宣言」を行っています。

また、令和４年11月には、カーボンニュートラルを実現する全国のモデルとなる「脱炭素先行地域」に選定されたほか、令和5年４月に「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表し、北海道と札幌市が脱炭素を通じてエネルギーの地産地消や道内経済の活性化、日本や世界のＧＸ（グリーントランスフォーメーション）に貢献していきます。

この環境白書は、第２次計画の施策体系に基づき、札幌市の環境の状況及び施策の実施状況をまとめたものです。皆様には、本書をご覧いただき、環境保全に関してさらにご理解を深めていただくとともに、「環境首都・SAPP_RO」の実現に向け、ともに札幌の「環境」のことを考え、一人一人が行動するきっかけとしていただければ幸いです。

令和8年12月

札幌市長　秋元克広

目　次

■特集

・世界や日本における動き（令和７年～８年）……1
・札幌の環境のいま（令和７年～８年）……2

■本編 札幌市の環境の現状と対策

第1章／第２次札幌市環境基本計画の概要

1　計画の位置付け……11
2　計画期間……12
3　札幌が目指す将来像……12
4　将来像を実現するための５つの柱……12
5　将来像の実現に向けた環境施策の推進による波及とSDGs……13
6　点検・評価……15

第2章／施策及び環境の状況

第1節　健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現……16
1　将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標……16
2　2030年の姿に対する現状と課題……16
3　施策の実施状況・課題と評価・今後の方向……16
（1）　良好な大気、水、土壌その他の環境の確保……16
ア　大気環境、騒音等のモニタリングと情報提供……16
イ　大気汚染、騒音等の発生源対策……22
ウ　大気環境、騒音等に関する相談対応……24
エ　有害化学物質等の摂取リスクの低減……25
オ　河川水質のモニタリング……27
カ　水質汚染の発生源対策……29
キ　地下水の保全と適正利用……32
ク　親しみを感じる川や水辺の環境維持……33
（2）　積雪寒冷な地域特性も踏まえた気候変動に対する適応対策……33
ア　大雨対策……33
イ　大雪対策……34
ウ　大雨・大雪災害時の適切な対応に向けた体制等の強化……34
エ　熱中症対策……35
オ　気候変動対策の普及啓発……35

第2節　積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現 ……36

1　将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標……36

2　2030年の姿に対する現状と課題……36

3　施策の実施状況・課題と評価・今後の方向 ……37

（1）　徹底した省エネルギー対策の推進 ……37

ア　住宅・建築物の省エネルギー対策……37

イ　省エネルギー設備の導入や設備運用改善の推進 ……37

ウ　市民や事業者における省エネ行動の促進 ……38

エ　自動車環境対策 ……38

オ　廃棄物の焼却に伴うCO_2削減……40

カ　コンパクトで低炭素なまちづくりの推進……40

（2）　再生可能エネルギーの導入促進 ……41

ア　太陽光発電や小規模風力発電等の導入促進 ……41

イ　木質バイオマスの利用促進……42

ウ　未利用エネルギーの利用促進 ……43

（3）　水素エネルギーの活用……43

ア　燃料電池自動車の導入促進……43

イ　燃料電池の利用拡大 ……44

ウ　水素サプライチェーンの構築に向けた取組 ……44

4　主な関連計画とその進捗状況 ……45

（1）　主な関連計画の概要 ……45

（2）　主な関連計画の進捗状況 ……46

第3節　資源を持続可能に活用する循環型社会の実現 ……47

1　将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標……47

2　2030年の姿に対する現状と課題……47

3　施策の実施状況・課題と評価・今後の方向……47

（1）　廃棄物のさらなる減量に向けた２Ｒの推進 ……47

ア　市民や事業者におけるごみ減量や食品ロス削減の推進 ……50

イ　市民や事業者におけるリユース（再使用）行動の促進……51

ウ　サプライチェーンにおける資源の有効活用 ……51

エ　消費意識の向上やライフスタイルの転換に向けた普及啓発 ……51

（2）　資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進……52

ア　家庭ごみや事業ごみの適正な分別 ……52

イ　リサイクル活動の推進 ……53

ウ　廃棄物の適正処理……55

エ　廃棄物が持つエネルギーの有効活用 ……56

（３） 災害廃棄物の対策や自治体間での連携 ……57
ア 災害に強い廃棄物処理体制の構築 ……57
イ 循環型社会の実現へ向けた自治体間での協力 ……57
４ 主な関連計画とその進捗状況……58
（１） 主な関連計画の概要 ……58
（２） 主な関連計画の進捗状況……58

第4節 都市と自然が調和した自然共生社会の実現 ……59
１ 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標……59
２ 2030年の姿に対する現状と課題……59
３ 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向……59
（１） 生物多様性の保全……59
ア 生物多様性の理解向上・保全に向けた行動促進……59
イ 野生鳥獣（ヒグマ、エゾシカ等）に対する市街地侵入抑制や被害防止対策……60
ウ 科学的知見の充実……61
エ 地域特性に応じた自然環境の保全・創出、希少種対策……61
オ 外来種・遺伝的かく乱対策……61
（２） 水やみどりの活用、ふれあいの促進……62
ア みどりの保全・創出 ……62
イ 良好な水環境の保全・維持 ……62
ウ 水やみどりの活用、ふれあいの促進……62
（３） 生物多様性にも配慮した良好な景観の形成 ……62
４ 主な関連計画とその進捗状況 ……64
（１） 主な関連計画の概要 ……64
（２） 主な関連計画の進捗状況……64

第5節 環境施策の横断的・総合的な取組の推進 ……65
１ 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標……65
２ 2030年の姿に対する現状と課題……65
３ 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向 ……65
（１） 幅広い世代への環境教育・学習の推進……65
ア 学校・地域・企業等で行われる環境教育活動への支援の充実 ……68
イ 人材育成、市民・事業者等の協働による環境保全活動の推進 ……68
ウ 環境保全活動の実績等に係る情報収集・発信……68
エ 環境問題や持続可能な都市への理解を促すための普及啓発 ……69

（2） 環境側面からの経済振興 ……69
ア 環境分野における製品・技術開発への支援 ……69
イ 事業者における廃棄物処理コストの削減 ……69
ウ 事業者による環境活動の普及支援 ……69
エ 都心部における環境配慮型まちづくりの推進 ……69
オ 札幌の魅力向上に向けた取組の推進 ……69
カ 水素関連技術や製品の普及と利用拡大 ……70
（3） 環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進 ……70
ア 環境保全対策に資する地域活動の拡充 ……70
イ 地域における実践主体の育成 ……70
ウ 幅広い年代が参加できる環境保全活動の機会の創出 ……71
（4） 道内連携、様々な主体との連携の推進 ……71
ア 環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充 ……71
イ 環境体験等を通じた道内自治体や企業等との連携 ……71
ウ 道内サプライチェーンの構築に向けた道内自治体や事業者等の連携 ……72
エ 市民団体や町内会等との連携 ……72
オ 国際的なネットワークの拡大 ……72
カ 環境影響評価（環境アセスメント）制度の運用 ……73
4 主な関連計画とその進捗状況 ……76
（1） 主な関連計画の概要 ……76
（2） 主な関連計画の進捗状況 ……76

参考資料

1 札幌市環境基本条例 ……78
2 環境基準等 ……80
3 札幌市の環境保全年表 ……101
4 環境保全に関する問い合わせ先 ……106

○本書の構成について

令和７年から令和８年に代表される世界や日本の動き、札幌市の環境について記載した特集部分と、令和７年度における札幌市の環境について、第２次札幌市環境基本計画に沿って進行管理を行う本編の２部構成となっております。

本編第１章では、第２次札幌市環境基本計画など、環境施策を推進する上での背景や基本的な情報を、第２章では、各分野における札幌市の環境の状況、施策の実施状況等を掲載しています。

第２章は全５節からなり、それぞれの節は第２次札幌市環境基本計画で定める５つの施策の柱に対応しています。

世界や日本における動き（令和7年～8年）

世界における動き

国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）

気候変動問題解決に向けた国際的な枠組みとして、2015年に開催されたCOP21において「パリ協定」が採択されました。本協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することを世界共通の長期目標として掲げています。また、途上国を含む全ての参加国に対し、温室効果ガス排出削減目標（NDC）を5年ごとに提出・更新し、対策を実施することを求めている点が特徴です。

こうした国際的な取り組みが進められる中、令和7年11月、ブラジル・ベレンにてCOP30が開催されました。本会議では、ポルトガル語で「共同作業、協働、共に働く」を意味する「ムチラオ」をテーマに掲げ、分野横断的な「グローバル・ムチラオ決定」をはじめ、世界全体での適応目標など各主要議題の決定を盛り込んだ「ベレン・ポリティカル・パッケージ」が採択されました。

主要成果である「グローバル・ムチラオ決定」では、パリ協定に基づくNDCや長期戦略をまだ提出していない国に対して早期提出を求めることや、適応資金を2035年までに少なくとも3倍に増やす努力を呼びかけること、貿易の役割に関する国際協力強化の機会、課題、障壁を検討するため、国際貿易センター（ITC）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、世界貿易機関（WTO）も含めた対話を開催すること等が盛り込まれました。

日本における動き

「循環経済行動計画」の決定

各国において、重要鉱物やリサイクル資源の輸出管理強化や国内資源確保が重要視されている中、日本においては国内のリサイクル資源の多くが焼却・埋立て、輸出されています。このような国内外の情勢を踏まえ、令和8年4月に循環経済行動計画が策定されました。

この計画では、再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築、地域循環資源の徹底活用による地域活性化等の施策により、重要鉱物、金属資源等のリサイクル、再生材の活用等を通じた循環経済への移行を進めていくこととしています。

「クマ被害対策ロードマップ」の公表

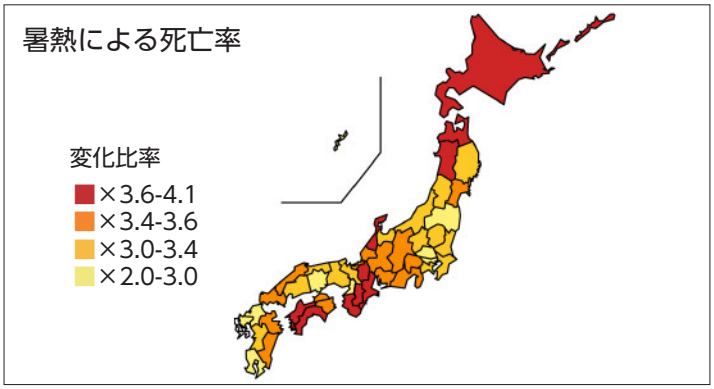
令和7年9月には、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、地域住民の安全確保をはじめとした必要な措置を講じた上での銃猟（緊急銃猟）を可能とする改正鳥獣保護管理法が施行されるなど、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）への対策強化が進む一方、令和7年度はクマの出没件数、クマによる人身事故件数及び死者数が過去最多を記録する事態となりました。

このような状況から、令和7年11月に「クマ被害対策パッケージ」が公表され、人の生活圏に出没したクマの排除、捕獲の強化等による個体数の管理を徹底することで、人とクマの住み分けの実現が目指されています。また、この取組の実効性を高めるため、令和8年3月に、令和12年度までの達成目標等を定めた「クマ被害対策ロードマップ」が公表されました。

「第3次気候変動影響評価報告書」の公表

令和8年2月、気候変動適応法に基づく、第3次気候変動影響評価報告書が公表されました。

第3次報告書では、①最新かつ広範な科学的知見の反映、②影響の重大性の評価を従来の2段階から3段階に細分化、③特に強い影響を受ける地域や対象の整理、④適応策及びその効果に関する知見の整理が行われています。



▲SSP2-4.5シナリオの2090～2099年における暑熱による死亡率（2010～2019年に対する比）
出典：第3次気候変動影響評価報告書（概要資料）（2026年2月）

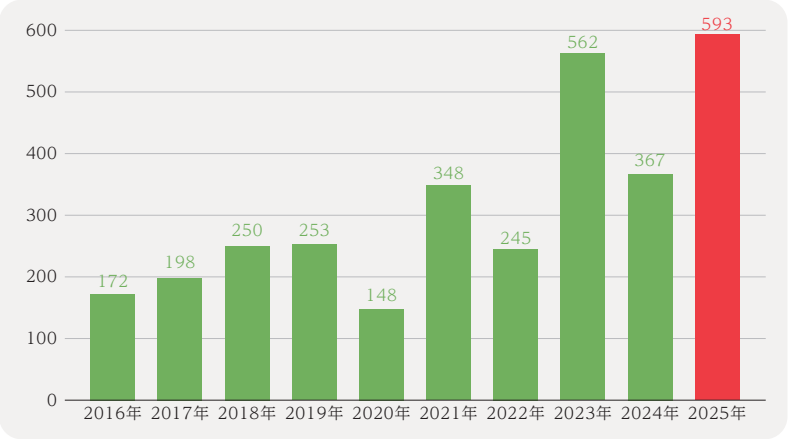
札幌の環境のいま（令和7年～8年）

気候変動適応の取組 ～猛暑化に伴う熱中症対策～

熱中症による救急搬送人数の増加

札幌市の年平均気温は100年あたり2.2℃上昇しています。さらに北海道の2025年夏の平均気温は平年差＋3.77℃となり、2023年（＋3.17℃）を超えて、1898年の統計開始以来最高となりました。

このような中、熱中症による搬送人数は増加傾向にあり、2025年度の熱中症による救急搬送人数は過去最多の593人を記録しました。



▲過去10年間の年ごとの熱中症搬送人員



▲熱中症予防のポイント

■熱中症の予防に関する啓発・情報発信

熱中症は適切な予防策を講じることで防止が可能であることから、札幌市ホームページで熱中症予防行動について発信しています。

（https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/kenkodukuri/nettyuusyou.html）

■札幌市LINE公式アカウントを活用した危険な暑さをお知らせする配信機能

札幌市では、環境省が発表する暑さ指数の予報と熱中症警戒アラート等の情報に基づき、市内における熱中症の危険度が高くなると予想される場合、札幌市公式LINEを活用して危険な暑さに関する情報を配信しています。

（https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/hyperthermia/hyperthermia.html）

■クーリングシェルターの指定

市民等が暑さを避けるために無料で利用可能な場所として、冷房設備を有するなど一定の要件を満たす民間施設や市有施設を気候変動適応法に基づく「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として指定し、札幌市ホームページで一覧を公開しており、その数は令和7年度までに205施設となっています。

（https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/hyperthermia/shelter.html）

駒岡清掃工場の供用開始

令和2年5月に建設を開始した駒岡清掃工場が、令和7年8月1日に供用を開始しました。新しい工場は、大気汚染防止法の排出基準よりも厳しい自主管理値を設定し、騒音・振動・悪臭等の対策を徹底することで、環境に配慮した施設となっています。また、高効率なエネルギー回収設備を設け、脱炭素な電力と熱を生み出しています。

引き続き、市民の皆さまの安心・安全な暮らしを守るため、安定した工場運営を行い、持続可能なごみ処理体制を維持していきます。

1 駒岡清掃工場の概要

供用開始日：2025年8月1日（金）
所在地：南区真駒内129番地3
事業費：建設事業費約466億円、運営事業費約270億円（20年間）
主な清掃工場内施設
清掃工場：延べ床面積 約20,000㎡、処理能力 600t/日
破砕工場：延べ床面積 約10,000㎡、処理能力 130t/日
管理棟：延べ床面積 約2,700㎡
蒸気タービン発電機：発電能力 16,800kW

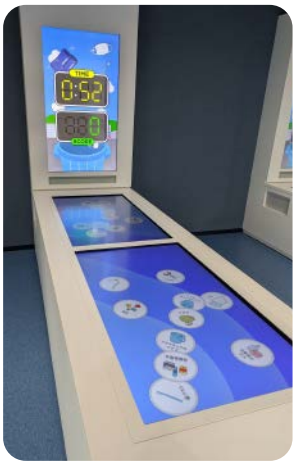

▲駒岡清掃工場（管理棟正面から）

2 駒岡清掃工場の特徴

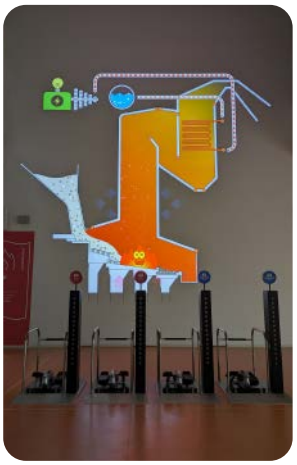
(1) 環境に配慮した施設

大気汚染防止法の排出基準よりも厳しい自主管理値を設定し、騒音、振動、悪臭等の対策を徹底しています。

項目	自主管理値	排出基準
ばいじん	0.01g/㎥N以下	0.04g/㎥N以下
塩化水素	40ppm以下	430ppm以下
硫黄酸化物	100ppm以下	約470ppm以下
窒素酸化物	150ppm以下	250ppm以下



▲分別ゲーム(環境学習機能)


▲焼却炉プロジェクションマッピング

(2) 地域に貢献する施設

電力供給が遮断された場合でも、災害に強い中圧（都市）ガスを燃料とした非常用発電設備により、ごみ処理を継続し、管理棟を避難所として活用します。

地域の方々が利用できる遊歩道や緑地を整備しています。

体験型設備をはじめとした環境学習機能を充実させています。

(3) 脱炭素な電力と熱を生み出す施設

高効率なエネルギー回収設備により発電能力を従来の3倍に拡大しています。

駒岡清掃工場から、真駒内地区の集合住宅約1,750戸や区役所といった業務施設約10施設などに、給湯や暖房のために供給する地域熱供給量を従来の2倍に増加しています。


▲駒岡清掃工場(鳥瞰)

札幌市次世代型太陽電池実証実験の実施（市役所本庁舎・駒岡清掃工場）

札幌市では2050年のゼロカーボン達成に向け、市有施設への太陽光発電設備の導入等を推進していますが、積雪寒冷地特有の冬期間の積雪による発電量低下や、積雪荷重による既存建物への設置困難といった課題を抱えています。

その解決策として、軽量で壁面設置も可能な「ペロブスカイト太陽電池」や「建材一体型太陽光発電（BIPV）」等の次世代型技術が期待されていることから、これら次世代型太陽電池の市有施設への将来的な実装を見据え、有効性の検証を行うとともに、広く市民の皆様に知っていただくために「市役所本庁舎」と「駒岡清掃工場」の2か所において実証実験を行い、その様子を公開しています。

市役所本庁舎

市役所本庁舎では、19階南側の展望回廊に面した既存サッシ2面の屋内側に仮設で内窓を設け、既存サッシとの間の層に「フィルム型ペロブスカイト太陽電池」を用いた実験用モジュールを設置して、発電データの取得及び検証を行っています。





▲フィルム型ペロブスカイト太陽電池

駒岡清掃工場

駒岡清掃工場では、管理棟のロビー1階及び3階の既存窓の内側に、後付け型のBIPVを設置して発電データの取得・検証を行うとともに、発電した電気を蓄電池にて蓄電しています。

この蓄電した電気は、清掃工場の施設内で稼働している清掃ロボットの充電用電力や、本実証実験の取り組みを紹介するモニターの稼働用電力として活用しています。





▲後付け型BIPVの設置状況（左：ホール3階外観、右：ホール3階内観）

道内自治体との連携による再エネ電力導入について

札幌市は、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、道内の他自治体にて発電された再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」という。）を地元で有効活用したうえで、余剰分を札幌市内で活用する「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業（以下、「道内連携事業」という。）」を、公募型企画競争（プロポーザル方式）で事業調整役として選定した北海道電力株式会社と実施しています。

地下鉄3路線で消費する電力のゼロカーボン化を実現

札幌市の清掃工場（駒岡・発寒・白石）で発電した電力の余剰分（今までは売電していた電力）を地下鉄3路線へ供給することで、令和6年4月1日から地下鉄3路線で消費する電力の約70%（地下鉄2路線相当分）をゼロカーボン化しています。

駒岡清掃工場の建替えにより発電能力がこれまでの約3倍になったことにより、令和7年度より地下鉄3路線で消費する電力（約1億2,000万kWh/年）の100%をゼロカーボン化しました。これにより二酸化炭素排出量は年間約64,000トン削減されます。（一般家庭約16,000世帯分相当）



▲地下鉄3路線への電力供給スキーム

札幌コンベンションセンターへ道内の再エネ電力を供給し電力の地産地消を実現

稚内市との連携協定に基づく稚内メガソーラー発電所の太陽光及び札幌市水道局（平岸配水池）の水力発電由来の再エネ電力を、札幌コンベンションセンターへ令和8年4月1日から供給しています。

札幌コンベンションセンターの年間消費電力は約144万kWh/年であり、この取組みにより約35万kWh/年は上記再エネ電力を供給し、残る約109万kWh/年は上記発電所由来の環境価値を付与することで消費電力の100%をゼロカーボン化し、二酸化炭素排出量を約788トン削減しています。（一般家庭約190世帯分相当）

MICE施設における自治体間連携による直接的な再エネ電力の地産地消は「日本初」の試みであり、再エネ導入と施設の付加価値向上を両立させるモデルケースとして実施しています。



▲コンベンションセンターへの道内再エネ電力供給スキーム

株式会社セカンドストリートとの連携による小学生向け「リユース環境学習」の実施

札幌市内のリユース促進を目的として、令和7年度に連携協定を締結した「株式会社セカンドストリート」の協力のもと、市内の小学校で「リユース環境学習」を実施しました。

本講座は、循環型社会の未来を担う子どもたちに対し、実際のリユース品を用いた学習機会を提供することで、「物を大事に使う」「いろいろなものがリユースできる」といった気付きを与え、将来にわたってリユースや環境への意識を持ち続けてもらうことを目的としています。

講座には、市内の小学校2校から100名以上の児童が参加しました。当日は、株式会社セカンドストリートの担当者が講師を務め、SDGsや3Rの考え方を交えながら、リユースの歴史やその必要性などについて解説しました。さらに、リユース品の実物に触れる体験や、疑似的なリユース体験ゲームなどを実施し、実体験を交えて、楽しみながらリユースについての関心を深めていく様子がうかがえました。

今後は、今回の実施結果や参加校の意見を踏まえ、リユース意識の醸成に向けた、より効果的な児童への環境教育の手法について、検討していく予定です。



▲リユース環境学習の様子



ヒグマを取り巻く状況と今後の対策について

札幌市では令和5年3月に策定した「さっぽろヒグマ基本計画2023」に基づき、市民の安全・安心の確保を最優先の課題としながら、ゾーニング管理による人とヒグマの共生に向けた各種取組を進めています。

そのような中、令和7年度には、全国でヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の出没件数が過去最多を記録したところであり、この状況に対応するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）が改正され、緊急銃猟制度が施行されたほか、政府が令和12年度までの、地域別の捕獲目標数や各種施策を年度別に具体化した「クマ被害対策ロードマップ」を取りまとめるなど、クマ類を取り巻く状況が変化する1年となりました。

1 過去最多のヒグマ出没件数とその要因

札幌市内におけるヒグマの出没件数は例年100～200件で推移していますが、令和7年度は過去最多となる363件を記録しました。また、住宅街や公園など市街地での目撃も多く、市街地での人身事故も発生しました。

この記録的な出没の要因は、秋の山の実なりが凶作であったことをはじめとした複合的な要因があると考えられます。

2 「緊急銃猟」制度の創設と道内初の実施

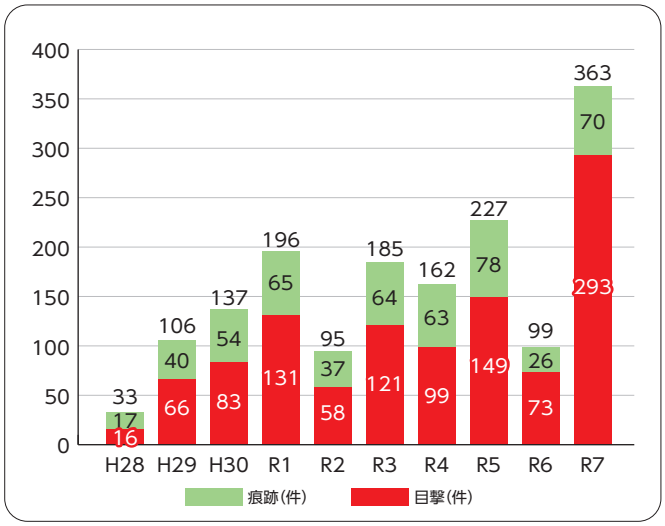
これまでは住居が密集する市街地での銃猟は原則として禁止されておりましたが、近年、クマ類の市街地への出没が増加するなど、より迅速な対応が必要となったことを受けて、令和7年9月に鳥獣保護管理法が改正され、新たに「緊急銃猟」制度が創設されました。

そこで札幌市では、緊急銃猟対応マニュアルの整備や、猟友会や警察等の関係機関と連携した訓練を実施するなど、平時からの準備を進めていたところ、令和7年10月に札幌市西区西野地区において、道内初となる緊急銃猟を実施しました。

3 「さっぽろヒグマ基本計画2023」の一部改定

全国的にクマ被害が発生していることを踏まえ、政府において、令和7年11月に「クマ被害対策施策パッケージ」がとりまとめられたのち、当パッケージで示された施策の実効性を高め着実に実行に移すため、令和8年3月に「クマ被害対策ロードマップ」が公表されました。

札幌市では、令和7年度に経験した過去最多の出没や緊急銃猟の実施などといった市街地への出没対応が急務であることや、国や北海道の動きを踏まえ、計画期間内ではありますが、令和8年9月に「さっぽろヒグマ基本計画2023」を一部改定し、ゾーニングや施策の方向性について見直しを行いました。



▲ヒグマの出没件数


▲緊急銃猟実施時の様子

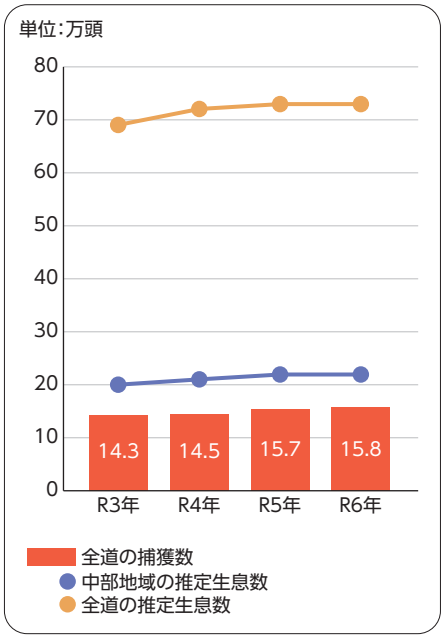
札幌市におけるエゾシカ被害の現状と「被害防止対策実施プラン」の推進

大都市でありながら豊かな自然に恵まれた札幌市では、市街地とエゾシカの生息域となる山林が隣接しており、エゾシカとのあつれきが生じています。北海道全体のエゾシカ生息数は約73万頭と推定されており、平成30年度に最少となって以降、捕獲数を増やしているものの再び増加傾向に転じています。札幌市を含む中部地域（石狩、胆振、日高）においても、個体数が約22万頭と増加傾向にあります。

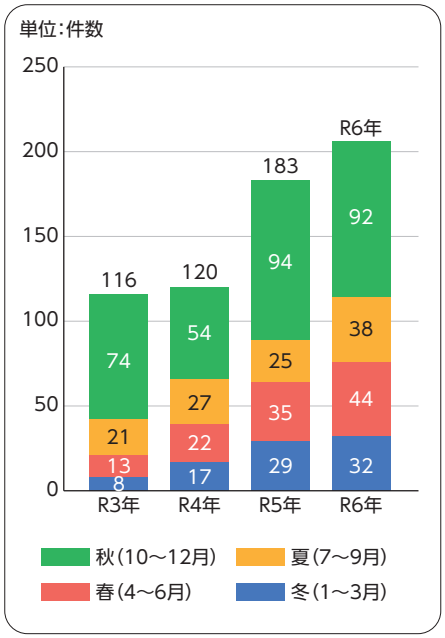
エゾシカによる深刻な被害

エゾシカの増加に伴い、市内では多様な被害が深刻化しています。

- **生活環境被害：**秋の繁殖期や越冬移動の時期を中心とした交通事故件数の増加、及び家庭菜園や庭木の食害
- **農業被害：**果樹園等における芽の食害や、冬期間の樹皮剥ぎ（樹皮の食害）
- **森林被害：**市内の森林における樹皮剥ぎや幹折り、若い樹木の食害による、森林の育成や更新の阻害
- **その他：**植物の食害に伴う裸地化による土砂災害リスクの高まり、他の生物の生息環境への悪影響等



▲北海道のエゾシカ推定生息数と捕獲数の推移
【出展：北海道庁（一部改変）】



▲札幌市内のエゾシカによる交通事故件数の推移
【参考：北海道警察】



▲エゾシカによる被害状況（樹皮剥ぎ等）



「札幌市エゾシカ被害防止対策実施プラン」に基づく取組

札幌市では、各種対策を効果的に推進するため「札幌市エゾシカ被害防止対策実施プラン」を令和7年9月に策定しました。

本プランに基づき、市街地周辺では、サーモスコープや自動撮影カメラ、ドローン等を用いた生息状況調査を継続的に実施しています。また、防除対策として、農地における侵入防止柵の普及促進や植樹した樹木の保護を図るとともに、市街地への出没時には警察などと連携し、刺激を与えないよう適切な距離から警戒・監視を行い、必要に応じて山林へ追い払うなど事故の未然防止に努めています。

捕獲事業においては、エゾシカの繁殖力の高さに着目し、メスを優先的に捕獲することで、効率的な個体数管理を目指しており、「囲いわな」や「くくりわな」等を活用した捕獲手法の検討も進め、地域における各種被害の軽減を図っています。

このほか、市のアンケート調査において、農業や森林への深刻な被害に対する認知度が半分以下にとどまっていることや、野生鳥獣を寄せ付けない対策の普及啓発が必要であるとの意見が多く寄せられたことから、今後は、被害の実態や防止対策について市民の理解を深める啓発事業にも一層注力していきます。



▲ドローン等の調査写真（左：熱赤外で撮影された画像、右：可視画像）

円山動物園のAZA加盟と国際的な保全ネットワークへの参画

札幌市円山動物園は現在、日本国内の動物園として初となるAZA（Association of Zoos & Aquariums）への加盟を目指しています。北米を発祥とするAZAは、動物福祉や保全、教育、研究において世界最高水準の基準を定めており、認証の取得は「質の高い活動を実現している施設」としての国際的な証となります。

AZA加盟園同士は世界的なネットワークで結ばれており、科学的な飼育技術の向上や、国境を越えた種の保存、環境教育・保全活動の推進を日々実践しています。

円山動物園はこの国際的な枠組みへ参画するため、令和8年3月にAZA加盟の準備プログラムであるPTM（Pathway Toward Membership）へ参加し、令和11年の本加盟を目指しています。さらに、カナダのトロント動物園と「将来の保全に向けた戦略的パートナーシップ」を締結しており、海外の動物園や関係機関とも緊密に連携しながら機能の強化を進めています。

今後もこうした世界との連携を深めることで希少種の命をつなぐ保全活動へ貢献するとともに、動物福祉の向上と未来の環境保全に向けた歩みを進めていきます。



▲トロント動物園と将来の保全に向けた戦略的パートナーシップを締結

動物園の森が「自然共生サイト」に登録

令和7年12月16日に円山動物園の敷地内にある「動物園の森」が、札幌市所有地では初めて、環境省が実施する「自然共生サイト」に認定されました。

「動物園の森」とは、天然記念物である円山原始林と円山動物園の境界部分に位置し、全体が長方形のような形で、広さは約2ha(おおよそ40m×500m)の自然豊かな森です。

この「動物園の森」では、動物園の森ボランティアが、森の中を案内しながら1時間程度散策する「森の散策ガイド」を行っており、自然に興味をもつきっかけを提供しています。

また、外来種駆除も行っており、在来種による生物多様性の保全にも貢献しています。

これらの活動が、森を環境教育の場として活用し、生物多様性の重要性を普及啓発する有益な取組であることとして評価されました。

今後も円山動物園では、動物の展示のみならず、「動物園の森」を環境教育の場として活用し、生物多様性保全の取組やその情報発信に一層取り組んでまいります。

